

## 滑川市オープンデータ推進ガイドライン

### 1 本ガイドライン策定の趣旨

本ガイドラインは、国が策定した「地方公共団体オープンデータ推進ガイドライン」等を踏まえ、本市が保有する情報を積極的に公開し、その活用を推進することで、様々な地域課題の解決を図ること、また、行政の効率化や市政の透明性・信頼性の向上に取り組むことを目的として、本市がオープンデータ化に取り組むための、基本的な考え方や取組の方向性を示すものである。

### 2 オープンデータの定義

本ガイドラインにおいて、オープンデータとは、次のいずれの項目にも該当する形で公開されたデータをいう。

- (1) 営利目的、非営利目的を問わず二次利用可能なルールが適用されたもの
- (2) 機械判読に適したもの
- (3) 無償で利用できるもの

### 3 オープンデータ推進の意義

#### (1) 官民の協働による地域課題の解決

本市のウェブサイトを通じて、市民、民間団体、企業及び教育機関等（以下「市民等」という。）と本市が保有するデータを共有することで、官民の協働による地域課題の解決を図る。

#### (2) 行政における業務の効率化

庁内で参照可能な情報について、部局横断的に有効活用することにより、業務の効率化、住民サービスの向上や新たなサービスの創出を図る。

#### (3) 行政の透明性・信頼性の向上

本市が保有する情報をオープンデータとして公開することにより、行政の透明性や信頼性の向上を図る。

### 4 オープンデータ推進の基本原則

- (1) オープンデータ化が可能な情報から順次公開に取り組む。

- (2) 機械判読に適した形式で公開する。
- (3) 本市が保有するデータを積極的に公開する。
- (4) データの信頼性を確保するため、適時適切なデータの更新を行う。
- (5) 営利目的、非営利目的を問わず、オープンデータの利活用を促進する。

## 5 オープンデータ化の対象とする情報

次の情報をオープンデータ化の対象とする。ただし、個人情報が含まれるもの、国や公共の安全、秩序の維持に支障を及ぼすおそれのあるもの、公開によって、特定の個人・団体が不利益を被ると考えられるもの、その他情報公開制度における不開示情報に当たるものは、オープンデータ化の対象外とする。

- (1) 原則として、本市が既に公開しているもの
- (2) 行政組織内部で分析や行政判断の目的で作成された資料等の内部事務関係データ

## 6 オープンデータの公開方法

本市がオープンデータとして提供するデータは、本市ホームページのオープンデータ専用ページで公開するものとする。

## 7 オープンデータの公開ルール

- (1) 公開するデータの形式については、CSV等の機械判読に適したものとするよう努める。
- (2) オープンデータの公開に当たっては、当該データの概要、当該データの所管課及び当該データの更新日等の補足情報を明示する。
- (3) オープンデータ専用ページ及びオープンデータとして公開するデータの二次利用に係るルールとして、利用規約を作成の上、オープンデータ専用ページに明示する。また、当該利用規約には、クリエイティブ・コモンズ・ライセンスの使用及び免責事項を盛り込むものとする。
- (4) オープンデータ化した情報と同じ内容のものが、本市ホームページ等に既に公開されていた場合は、当該既公開データについては、公開した状態を維持するものとする。

## 8 公開したデータの更新及び追加

- (1) データの所管課は、当該データをオープンデータとして公開する際に、毎年の更新月（4月又は10月）を補足情報として明示する。当該所管課は、毎年の更新月において、当該更新月の1日時点のデータを更新用データとして、作成・公開する。ただし、オープンデータ化以前に既に公開しているデータで、その更新間隔が一定（毎月等）のものについては、従来の更新間隔で更新用データを作成・公開してもよいものとする。
- (2) オープンデータとして公開するデータの追加については、年2回の追加月（4月及び10月）を設け、それに向けて総務部企画政策課で、情報の収集及びデータの所管課との調整を行い、追加月において、データを公開する。

## 9 利活用促進の取組み

- (1) 職員は、積極的にオープンデータを活用して業務改善や課題解決に取り組むとともに、業務に活用できるオープンデータの拡充を他部署のデータも含めて提案するよう努める。
- (2) 利用者の利便性を確保するため、オープンデータとしてデータを公開する際には、可能な限り、国や他の地方公共団体との連携を行う。
- (3) 市民等が行う、オープンデータの利活用の取組については、その趣旨及び効果を検討した上で、必要に応じ支援を行う。

## 10 ガイドラインの見直し

本ガイドラインの内容は、今後の国の動向、地域情勢の変化、技術的な革新等を踏まえ、必要に応じて、随時見直しを行うものとする。